

これらの規定により調査の報告を求められた者とみなす。

附 則（平成二九年三月二八日経済産業省令第一七号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。